

(2025年(令和7年)10月9日施行)

外為令別表の16の項 / 貨物等省令第28条

外為令別表の16の項	貨物等省令第28条
関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。)	外為令別表の16の項の経済産業省令で定める技術は、専ら関税率表別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

	外為令別表中解釈を要する語	解 釈
16	専ら関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術	関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、関税定率法別表第25類から第40類まで、第54類から第93類まで又は第95類に該当する貨物以外の貨物に適用できる技術以外のものをいう。